

原管発官R5第137号

令和5年9月25日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に係る

工事計画変更届出

柏崎刈羽原子力発電所の工事計画について、令和5年9月7日付けをもって変更しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第3項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

#### 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所

所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

### 3. 変更の内容

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置許可申請書は、昭和52年9月1日付け52安(原規)第250号をもって許可を受けました。

また、令和3年11月12日付け原管発官R3第148号をもって変更申請を行った原子炉設置変更許可申請書につきましては、令和4年10月5日付け原規規発第2210052号をもって変更許可を受けましたが、その内容のうち、7号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置の工事計画について、添付のとおり変更いたします。

### 4. 変更の理由

7号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置の工事について、設計及び工事計画認可申請に必要な、設備の詳細設計に時間を要しているため、工事着手時期を見直し、工事計画を変更いたしました。

なお、本届出は、工事着手時期を見直すものであり、施設の設計及び工事の内容を変更するものではなく、施設の安全性に影響を与えるものではありません。

以 上

